

## 資料

## 溜池築造の記録(三)

## 余田博通

## 第五章 分水工事施行ニ就キ

溜池築造工事ハ県管ニテ本省ヨリ半額ノ補助金ト地元ヨリ半額ノ寄附金トヲ以テ県特別会計ノ許ニ施行セラルルモノナルガ当联合会ノ負担ニテ実施スベキ用水路ハコレヲ高瀬川ト檜川トニ導水スル為メ特別ノ工事ヲ起サザルベカラズ。殊ニ高瀬川ニ導水スルニハ池尻ヨリ墜道ヲ開鑿スベキ要アルニツキ白川池築堤工事ノ進捗ニ伴ヒ昭和三年九月十八日総会ニ於テコレガ経費支出方法ヲ協議シタルニ高瀬川檜川両川利用受益地区間ニ負担上意見ノ分立ヲ見テ容易ニ纏ラズ即チ

## 1. 高瀬川筋ノモノノ主張トシテ

- 一 白川溜池ハ高瀬川筋ト檜川筋ト両方面ニ灌漑スル關係上両川ヘ池水ノ吐キ口ヲ設クルハ当然ノコトナレバ墜道工事費ハ当然联合会ノ負担トスベキモノナリ
- 一 白川溜池ノ湛水ニハ檜川ヨリ二分高瀬川ヨリ八分ヲ取り入レ其ノ灌漑用水量ハ檜川ヘ六分高瀬川ヘ四分ノ割合トナルモノニシテ檜川ヘノ用水モソノ三分ノニハ高瀬川ノ流水ナリ而シテ高瀬川方面ヘノ灌漑用水ハ全然高瀬川ノ流水ナレバ高瀬川ヘノ吐口ヲ設クル墜道工事ハ全ク元ノ流域ニ還元スルモノナレバソノ工事費ハ当然联合会ノ負担タルモノナリ
- 一 両川筋ノ既存樋門其ノ他ニ対シ通水散逸セザル様ナスベキ施設費ハコレヲ联合会ニ於テ為スベク既ニ決議セラレタリ。仍チ墜道工事ハ当然联合会ニ於テ施行スベキ者ナリト言ヒ之ニ対シ

## 2. 檜川筋ノ者ノ主張

- 一 檜川高瀬川ト全然灌漑系統ヲ異ニセルハ今更云フ迄モナキコトニシテ各其ノ主要線ニ至ル迄ノ工事費ハ各關係方面ニテ負担スベキモノナリ
  - 一 檜川通水料ノ如キ協定當時ノ情勢ヨリ見ル時ハ一見联合会ガ支弁スベキ觀アレドモ實際ハ檜川ヲ通水スルモノノミニテ負担スルガ当然ニシテコノ経費ヲ高瀬川地区ニ対シテ要求スルノ意志ナシ
  - 一 若シ墜道開鑿費用ノ全部ヲ联合会ニ於テ負担スルトセバ檜川筋利用者ハ高瀬川利用者ニ対シ多額ノ費用ヲ負担セザルベカラズ殊ニ石川発志院中城各地区ハ檜川本流ヨリ導入スル水路ノ開鑿ニ更ニ多額ノ支出ヲ要シ到底其ノ負担ニ堪ヘズ
- ト。斯クノ如ク联合会内ニ意志ノ疎隔ヲ来シテハ本事業遂行上一大支障ヲ来ス虞レアリ。依ツテ本問題ハ之レヲ県当局並ニ樺本治道両町村長ノ間ニ之レガ打開策ヲ講ジ審議ノ上基礎の折衝案作成シ改メテ本会ニ議ルコトトナレリ

其ノ後関係者カ数次ニ亙リ審議ヲ重ネツツアリシ折柄昭和四年一月十七日樺本耕地整理組合長ヨリ墜道開鑿工費ノ全部ヲ联合会ニ於テ負担セザルコトトナレバ高瀬川ノ流水ヲ白川溜池ニ湛水スル為メ導入スルコトヲ拒絶スル旨ノ書面ノ提出アリ超エテ昭和五年五月二十五日日本勸業銀行ヨリ低利資金借入ニ対スル保証人印鑑証明等至急提出方ノ要求アリタレバソノ取纏メ中又モヤ新庄耕地整理組合ヨリ墜道工事費ハ勿論新庄領ヘ引水スル高瀬川幹線ヨリ新設スベキ水路費モ联合会ニ於テ支弁セラルルモノト思ヒ

シニ墜道工事費ノ帰属未ダ明ラカナラズ若シ為メニ多額ノ水路費ヲ要スルコトナレバ其ノ負担ハ到底我ガ地区内ノ堪ヘ得ル所ニアラズ従ツテ以上解決ノ上ナラデハ調印致シ難ク最悪ノ場合ハ折角眺望セシ溜池ノ利権モ之ヲ放棄シ或ハ聯合会脱退ノ止ムナキニ至ルヤモ保シ難キ旨ヲ申シ入レタリ。

然レドモ聯合会脱退ノ如キハ官庁トシテモ許可セザルノミナラズ借入金ニ対シテハ聯合会費ノ負担率ニ応ジテ保証責任ヲ有スルモノナレバ銀行ハ適法ノ処置ニ出ツベク且ツ幹線ヨリ新庄地区ヘノ導水路工費ノ如キ存外設計額ヨリ工費ノ軽減セラルベキ見込ナレバ此点十分考慮アリタキ旨ヲ述べ其ノ後回ヲ重ネテ折衝ノ結果六月二十日ノ常設委員会ニ於テ出来得ル限り新庄側ノ希望ニ副フベク努力スベケレバ從來ノ如ク和衷協同最終ノ目的達成ニ猛進スベク其ノ夜正副会長ハ新庄会所ニ於テ徹宵懇談漸ク区民ノ諒解ヲ得テ本問題ハ解決シタリ。

其ノ間溜池工事ハ着々進捗当ニ竣工シテ何時ニテモ貯水シ得ル運ビニ至レルモ檜川高瀬川両幹線水路利用者間ニ於テ分水路経費負担ニ関スル対立意見ニ行キ悩マサレツツアリシガ遂ニ慎重審議ノ上互ニ小我ヲ捨テテ大我ヲ取り昭和六年三月二日聯合会協議会ノ席上今日迄本問題解決ノ遷延セシヲ遺憾トシ左記檜川筋高瀬川筋ニ施設スベキ諸工事費並ニ池尻ヨリ高瀬川ニ通スル墜道工事費予算明細書ヲ提示シコレニ要スル経費ノ総ベテヲ聯合会ニ於テ負担スルコトニ衆議一決一日モ早く工事ニ着手スルト同時ニ早速貯水ノ手運ビヲ為スコトナリ茲ニサシモニ紛糾セシ懸案モ靄々裡ニ解決ヲ遂ゲタリ

分水施設工事費予算明細

一 墜道工事費金壹万六千壹百八拾九円也

内 訳

一 工 事 費	15,339.00
イ 開 渠 費	210.00
ロ 暗 渠 費	2,010.00
ハ 墜 道 費	12,540.00
ニ 第一水槽費	90.00
ホ 第二水槽費	210.00
ヘ 墜道出口樋門費	279.00
二 土地買収費	550.00
三 補 償 費	300.00
二 檜川筋工事費	14,555.00

内 訳

イ 白川池尻ヨリ檜川へ落シ口工事費	2,900.00
ロ 和爾大字へ分水堰工事費	1,100.00
ハ 土管閉鎖口工事費	735.00
ニ 檜川沿岸浜切	300.00
ホ 石川へ引水堰其他	3,680.00
ヘ 白土外ニケ大字引水堰其他	2,600.00
ト 横田へ引水堰其他	3,240.00

三 櫟枝へ引水堰其他 1,000.00

以上通計 31,744.00

而シテコノ分水工事ハ聯合会ガ事業主体ナルヲ以テ本会ガ直營ニテ実施スベキモノナレドモ克ク県側ト協調シ其ノ指導監督ヲ仰ギテ一日モ早く着工センモノト左記設計書ヲ添へ三月十五日墜道開鑿認可申請書ノ提出同年四月十六日奈良県知事ヨリ許可ノ指令ヲ受ケタリ

設 計 書

一 位 置 区 域

本計劃地ハ県営白川溜池敷樋末尾分水槽ヲ起点トシ南方約二百四十間ヲ經テ 高瀬川ニ沿ヒ 同川下流平野井手ノ上流約九間ニ至ル二百九十間ノ間ニ施行ス

二 路 線 構 造

開 渠 之 部

分水槽ヨリ測杭C 2号ノ上流〇・九三間ニ至ル七・一六間ヲ 勾配百分ノ一ニ決定シ 巾員三尺路底ヲ徑三尺ノ半円形トシ水路底両側共厚五寸ノ 混凝土渠トシ 基礎ニハ 厚六寸ノ基礎栗石ヲ以テ打固ム 然ル後開渠側壁上部迄土砂ヲ以テ築立ス

暗 渠 之 部

測杭C 2号上部〇・九三間ヨリ向フ C6' ニ至ル延長大 二・四間ハ 勾配六百分ノ一ニ 開鑿シ 然ル後内徑三尺長三尺ノ 印籠ソケット鉄筋混凝土管ヲ基礎栗石巾員一尺四寸厚六寸ニ 搗固タル上ニ 伏設シ管ノ 接合部ニハ十分「モルタル」ヲ以テ接合ヲナス途中C 6号地点ニ 第一水槽 (別紙図面参照) ヲ 施工シ 尚原谷池ヨリ溪流交叉点ニ直径三尺長三尺ノ 混凝土管ヲ四本埋没ス

墜 道 ノ 部

測杭 C 6' ヨリ C 3<sup>8</sup> 号ニ至ル 延長ニ二七・五間ハ 勾配六百分ノ一トシ 上巾五尺下巾七尺高六尺ノ 墜道開設シ後巾員一尺四寸厚六寸ノ 混凝土基礎ノ上ニ内徑三尺長三尺ノ 印籠ソケット 鉄筋混凝土管ヲ伏設ス管ノ接合部ハ充分モルタルヲ以テ接合ヲナス伏設管ノ周囲ハ 粘土ヲ以テ填充ス測杭 C<sup>28</sup> 号ニ第二水槽 (別紙図面参照) 及出口 C<sup>38</sup> 号ニ樋門 (別紙図面参照) ヲ設置ス  
右設計ニヨル墜道工事ハ特別ノ技能ヲ要スルモノニシテ之ヲ 専門家ニ 請負ハシメザルベカラズ仍チ 県当局ヨリ紹介セラレタル 確實ナル 請負人ヲシテ五月二十五日 県庁内耕地課ニ於テ 競争入札ニ 附セシガ開札ノ結果

一金壱万五千二百八十円	森 本 千 吉
一金壱万六千四百六十円	土 井 岩 松
一金壱万六千七百五十円	森 栄 藏
一金壱万六千八百円	尾 田 利 吉
一金壱万七千三百五十円	市 村 市 松

森本千吉氏最低ニシテ 県土木工事請負規程ニ從ヒ 落札者ト 決定六月一日 同氏ト 請負契約ヲ了シ六月七日 工事請負人森本組ニ於テ起工式ヲ挙ゲ 工事ヲ急ギテ早クモ八月五日ニハ 墜道開鑿貫通 而モ双方ヨリノ 誤差僅カニ 八分ナリトノ 吉報ニ接シタリ。其後八月三十一日ニハ 墜道工事全部竣成ノ 旨届出アリタルヲ以テ九月三日 県監督官ノ 検査ヲ受ケテ本工事ハ全ク完成セリ

別ニ 樋川分水路工事ハ 県ノ作成ニヨル設計予算ニ對シ 森本組ノ 提出セシ 見積書ト 対照セシニ 大差ナカリシヲ以テ 金壱千四百円ニテ 随意契約ヲ以テ 森本組ニ 請負ハシメタルニ 十月一日 完全ニ 竣工シタリ

尚 樋川高瀬川筋ニ對スル工事ハ之ヲ 關係大字ト 協調ヲ 遂ゲテ 着手スルコトトナシ 昭和六年四月二十一日 正副会長ハ 今井々堰ニ 関シ 治道村役場ニ於テ 横田樑枝兩大字代表者ト 会見 同月二十六日ニハ 兩大字代表ハ 樑本水利組合常設委員並ニ 中村町長ト 交渉ノ 結果 横田大字 大同井堰ノ 堰止メ 材料ガ 従来土俵ナリシヲ 板篋メニ 収メタシトノ 要求アリ。之ニ對シ 議論百出 容易ニ 纏ラズ 終ニ 徹夜審議 正副会長其ノ間ヲ 斡旋シテ 翌朝漸ク 左記条件ニテ 兩大字間ニ 協定成立セリ

- 一 大字樑本ハ 今井々堰ニ 堰止用 篋板使用ヲ 認ム
- 一 篋板ノ 除去ヲ 怠リタル 為メ 大字樑本側ニ 損害ヲ 蒙リタル 時ハ 大字横田ニ 於テ 全部賠償ノ 責ヲ 負フ
- 一 篋板使用ノ 為メ 水嵩増大シ 農作物ニ 損害ヲ 及ボス 虞レアル 場合又ハ 堤防決潰ノ 虞アルトキハ 大字樑

本ハ大字横田ヨリ派遣ノ監視人夫ヲシテ直チニ 箆板ヲ除去セシム若シ監視人不在ノ場合又ハ標本ノ要求ニ応ゼザル時ハ大字標本ニ於テ随意之ヲ除去ルスヲ妨ゲズ

一 大字横田ハ右代償トシテ毎年米一石二斗五升ヲ大字標本ヘ提供ス

斯クノ如クニシテ標本対横田問題ハ解決シタルモ更ニ高瀬川一般井堰ノ改修新設ニ 対シ联合会ト標本間ニ折衝ヲ重ヲ重スルコト数次誠意ヲ以テ交渉スルモ意見ノ一致ヲ見ズ遂ニ 昭和七年一月十七日 常設委員会ニ於テ直接交渉ニテハ到底解決ノ見込ナキヲ以テ県ノ 採量ニ一任スルコトトシタリシガ 県トノ間ノ交渉モ円滑ニ進マズ遂ニ五月十六日大字標本ヨリ内容証明郵便ヲ以テ左ノ要求書ヲ提出シ来タレリ

白川溜池分水基礎工事施行ニ関スル件

過般要求ニ係ル標記ノ件去ル五月十日 標本町役場ニ於テ 大字標本内主要関係者（町会議員水利組合常設委員大字標本各垣内惣代）ノ会合ヲ煩シ 当大字地区内平ノ 井出井堰一ツ柳井出井堰出店前井出井堰稲葉井出井堰突ノ木井出井堰ニ 分水基礎工事施行セラルルニ付協議仕候処各井堰ニ 対シ夫々別紙要求書記載之通り貴联合会ニ於テ応諾セラルルニ於テハ当大字トシテ 該工事ニ 同意可仕決定候間別紙覚書差入証並ニ要求書添附ノ上此段及回答候也追テ若シ応諾セラルルニ於テハ 添附覚書差入書ニ 署名捺印ノ上折返シ小職宛返附相成度

昭和七年五月十五日

差出人

標本町大字標本惣代池田檜松園

白川溜池耕地整理組合聯合會長吉本利平殿

覚書差入書

平野井出井堰奈良井出井堰一ツ柳井出井堰出店前井出井堰突ノ 木井出井堰ノ 六井堰分水基礎工事ヲ完成スルト雖モ大字標本ヨリ白川溜池联合会ニ 要求セラレ居候名条項ヲ相容レザル 場合ハ該工事ハ联合会ノ費用ニテ撤回シ現形ニ復スベキハ勿論万一貴殿ヨリ 指定期間ニ联合会ニテ 撤回工事ヲ怠リタル時ハ大字標本ヨリ右分水ノ基礎工事ヲ撤去破壊サルルモ 联合会ニ於テハ一言ノ 苦情モ申問敷キノ工事は要スル費用ハ联合会ノ負担ト可致候 右之通り覚書提出候也

年 月 日

要 求 書

一 高瀬川筋山辺郡丹波市町大字岩屋ヶ谷ニ設置セラレタル 白川溜池引水井堰ニヨリ 該溜池ヘ高瀬川流水ヲ引用セラルルニ 対シ標本町大字標本ハ白川溜池联合会ニ 対シ左記条項ノ 契約ヲ締結シ並ニ補償料 毎年々額貳千円也一時金ナレバ四万円ノ要求ヲナス

二 該井堰ハ標本町大字標本ニ管理ヲ有スベキ事

(一) 該井堰ハ分水井堰トナシ十分ノ七ノ常水ヲ流下スルコト

(二) 引用期間ハ拾月壹日ヨリ翌年三月十五日迄トス但期間内ト 雖モ大字標本ニ 必要ノ場合ハ全部流下スルコト

三 補償料要求ノ理由

大字標本ニハ在来ヨリ本流ヲ以テ種々ノ用水トシテ 使用シ来リシニ 今回白川溜池ハ引水ニ付其ノ代償トシテ大字標本ヘ联合会リ 毎年々額貳千円也一時金ナレバ四万円也ノ要求ヲナス

四 該井堰ノ分水工事施行ニ際シテハ 大字標本惣代及相当代表者立会ノ 上執行着手スル事但シ以上ノ経費ハ联合会ノ皆支弁タル事

五 治道村大字新庄ニ 対スル白川溜池引水ハ平野井出井堰トス 但シ引水路拡張ノ場合ハ 大字標本ノ要求スル金額ヲ納入スル事而シシ水路ハ大字標本有タル事平野井出井堰ノ 改修ハ联合会ノ 皆支弁タル事

六 高瀬川筋ニツ鳥居ヨリ治道村機枝池引水ハ絶対ニ旧慣習ニ依ル事

- 七 檜川筋辻堂ニ設置セラルル治道村大字白土池引水井堰ノ檜川堤坊（櫛本領）ハ完全ナルコンクリートヲ以テ工事施行スル事  
 万一崩壊ノ場合ノ联合会ヨリ皆支弁ノコト 尚耕地ニ対シ被害被リタル時ニハ 損害賠償スルコト
- 八 檜川筋今井々出井堰ハ絶対ニ旧慣習ニ依ル事但シ 白川溜池分水井堰ハ上流ノシバ井出井堰ニ於テ設置セラルル事檜川堤坊（大字櫛本領）ハ完全ナルコンクリートヲ以テ 工事施行ノ事万一崩壊ノ場合ハ 联合会ヨリ皆支弁ノ事尚耕地ニ対シ被害蒙リタル時ハ 損害賠償スル事但シ六項七項八項ハ湿床料追テ 調査ノ上要求スル事
- 九 各大字溜池ニ白川溜池ノ池水ヲ分配ノ場合ハ大字櫛本ハ 上池竜五池ノ分ハ 該池水ヲ引水スルコト出来ザル為メ白川溜池ニ残ス事
- 十 奈良井出一ツ柳出店前稲葉突ノ木各井堰崩壊其ノ他必要ノ場合ハ联合会ニ於テ皆支弁タルベキ事
- 十一 以上ノ工事施行ニ際シテハ 大字櫛本総代及相当代表者立会ノ上ニテ 着手執行スル事
- 右之通り要求候也

大字櫛本ヨリ右要求書ヲ受ケタルヲ以テ同月十八日聯合會議員協議会ヲ 六月七日 議員総会ヲ開催対策ヲ講究シタル結果左記回答書ヲ内容証明郵便ニテ発送セリ

昭和七年五月十五日附内容証明郵便ヲ以テ御送附相成候通知書ニヨレバ当联合会ヨリ 白川溜池用水分水基礎工事施行ニ関シ同意方申出候様有之候へ共 本联合会ハ 過日高瀬川筋平野井堰以下大字櫛本ノ引水井堰附近ニ白川溜池用水ノ分水施設致度其筋へ出願ニ際シ 水利関係者タル 櫛本町長ニ同意ヲ求メタル以外何等ノ申込ヲナシタル事無之候察スルニ 右ハ前記出願ニ際シ 大字櫛本ト意見不一致ノ点アル為メ 櫛本町長ヨリ完全ナル同意ヲ得難ク徒ラニ荏苒日時ヲ 遷延スルノミナルガ為メ之ガ 善後方法ニ付 大字櫛本選出ノ聯合會議員ハ 大字櫛本水利組合常設委員ノ 代表松尾弥三郎氏ト会合協議ノ 上分水設備ノ準備工事トシテ右基礎工事丈ケヲ施行スルモ旧来ノ水利関係ニ 支障ヲ来サザルノミナラズ 治水上又何等差支ナキモノト認メラルルヲ以テ 灌溉期ニ 先チ右工事ノミ施行スルコトニ 意見一致シ同意スルコトトナリ之レヲ松尾氏ヨリ 大字櫛本ノ各機関ト 協議セラルルコトトナリタルコトヲ 誤リ伝ヘラレタル者ト被察候從ツテ御要求ニ対シテ正式ニ意志表示致シ兼ね候

但シ右要求書中第七項ハ 「分水堰設置ニ起因シテ堤坊ノ崩壊損傷又ハ附近耕作地ニ 迷惑ヲ蒙ラシメタル場合ニ限り」御尤ノ御申出トニ存候仍テ右工事施行ニ際シテハ 特ニ深甚ノ注意ヲ 払フベク又九項ニ対シテハ他方面ニモ同様ノ 地区有之候ニ付目下 適當ナル方法攻究中ニ有之候ニ付 右決定次第何分ノ御回答申上ベク候

其ノ他ノ各項ニ対シテハ今少シ具体的ニ御要求ヲ 主旨御明示無之限リハ如何ニモ 考慮致シ兼ね候  
 右聯合會議員協議ノ上及回答候也

昭和七年六月七日

白川溜池耕地整理組合聯合会長 吉本利平

大字櫛本総代 池田 檜松 殿

斯クテ問題ハ迷宮ニ入り櫛本大字有志ハ大字民ノ 奮起ヲ促スト題シタルパンフレットヲ 各戸ニ配布スル等將ニ收拾スベカラザル状態ニ陥リタリ仍テ 田原県耕地課長ハ 中村藤山両県議聯合会正副会長同常設委員櫛本治道両町村長大字櫛本水利組合議員同常設委員櫛本町會議員等ヲ 櫛本町會議場ニ 招集シ分水設備同意ニ対スル和解策ニツキ懇談セラレタル 結果両県議員両町村長船木警部補ノ 五氏ヲ調停委員ニ囑托シタリ其後調停者ト常設委員ト会見スルコト五度ニ亘ルモ交渉纏ラズ 昭和八年二月六日 聯合會議員協議会ニ調停者ヨリ仲裁案トシテ左ノ解決案ヲ内示セラレタリ

一 櫛本へノ水取り井堰設置代償トシテ大字櫛本ヨリ一時金壹百五十拾円ヲ櫛本へ提供ノ事

一 今井井堰ノ改修ニ同意スルモ堰止材料ハ白川溜池用水以外ニアリテハ 旧来ノ堰止メ 方法ニヨルコト

一 新庄ノ取水点ヲ平野井堰トスルトキハ大字樺本普通水利組合ノ管理ニ係ル水路敷ノ使用料トシテ通水ノ年ニ限り玄米貳石五斗ヲツ柳井堰ヨリスルトキハ右補償ノ外一時金壹千円也ヲ新庄大字ヨリ大字樺本普通水利組合ニ提供スルコト

一 聯合会ヨリハ新庄大字ヘノ分水堰ニ大字樺本普通水利組合ノ管理セル井堰ノ利用代償トシテ金貳千五百円也ヲ提供スル事

然レドモ右要求ハ過大ニシテ到底聯合会ノ忍ビ得ザル所ナルヲ以テ調停者ニ再考方ヲ懇請シ日ヲ改メテ会见スル事ヲ約シタリ仍テ調停委員ハ更ニ双方ト折衝ノ上三月二日常設委員会ノ席上調停者ヨリ改メテ左ノ中裁案ノ発表アリ。即チ

一 高瀬川ヨリノ引水量ハ常水時ニアリテハ流量ノ十分ノ四ヲ超ヘザル事

但シ降雨ニ依ル増加水量ハ引用ヲ妨ゲズ

二 引水期間ハ毎年十月一日ヨリ翌年四月三十日迄トス

但シ降雨ニ依ル増加水量ハ灌漑ニ差支ナキ限り引用ヲ妨ゲズ

三 樺本普通水利組合ハ其ノ専用井堰ヲ白川溜池用水分水井堰ニ利用並ニ併用ヲ認諾ス

四 白川溜池耕地整理組合聯合会ハ前項井堰ニ適當ノ設備ヲ施シ維持管理ノ責ヲ負フ

五 白川溜池耕地整理組合聯合会ハ前項ノ設備ニ基因シタル損害ハ賠償ノ責ヲ負フ

六 大字樺本普通水利組合ハ白川溜池耕地整理組合聯合会ガ檜川筋辻堂ニ分水用水井堰新設ヲ認諾ス

七 大字樺本ヘノ引水井堰ハ高サヲ現在引水樋管底ヨリ一尺低カラシメ樋ノ上下流必要ノ部分ハ完全ニ護岸ヲ施スコト

八 今井井堰ノ高サハ往古ノ契約ニ準ジ堰ノ上下流必要ノ部分ハ完全ニ護岸ヲ施スコト

九 聯合会ハ前三項ノ井堰新設ニ起因セル損害ハ総テ賠償ノ責ヲ負フ

十 聯合会ハ以上ノ認諾ヲ与ヘラレタルニヨリ大字樺本ニ金貳千円也ヲ提供ス

右ハ聯合会ノ意見ト殆ンド一致セルヲ代テ其ノ儘受諾シ三月六日正式契約書ノ取為替ヲ了シ揉ミニ揉ミナル紛議モ茲ニ大団円ヲ告ゲタリ

又昭和七年七月以来問題トナリ居タル檜川筋大字石川領ト大字白土領ニ関スル水路ノ件ニ付正副会長並ニ大字石川代表者ハ齊藤技手ト共ニ大字樺代表者ニ会见セシ所該水路ヲ白土ニモ併用スルトセバ大字樺ハ特別ノ要求ヲ提出スルノ形勢ナルニ依リ既定線外ニ更ニ一線ヲ選択セント齊藤技手沢村技手補ニヨリ設計測量シタル者ヲ常設委員会ニ附シタルニ委員会ハ大字白土十七町歩ノ水路ヲ単独ニテナス為メ分水堰ノ増設ハ余儀ナク之ヲ承認セルモ石川白土間ノ折衝容易ニ纏ラズ大字石川ハ絶対ニ単独水路ヲ採リ大字白土ハ共同水路ヲ因守シテ譲ラズ四月二十二日治道村長ノ斡旋ニテ会長ハ大字白土石川ノ両代表者ト会见熟議ノ結果両大字一致シテ正副会長ノ裁定案タル左記ノ案件ニヨリ共同水路ヲ採ルコトナレリ

第一ノ分水点迄ハ総テノ経費ハ協同負担トス第二ノ分水点迄ハ水掛リノ反別ニ按分ス以下

『皆之ニ準拠ス分水点並ニ分水量ノ決定ハ石川大字ヨリ予テ申込マレタルモノニヨル』

ニヨリ更ニ懇談スルコトトナリ其ノ後荏苒日ヲ送リツツアリシガ昭和八年三月二十三日中村県議ノ斡旋ニ依リ漸ク解決両者間ニ左記協約書ノ取為替ヲ行ヒタリ

### 協 約 書

白川溜池用水ヲ治道村大字白土地区ノ十七町歩同村大字石川地区四十三町歩ニ引水ノ為水路新設並ニ旧水路使用ニ伴フ樺本町大字樺トノ契約義務並ニ諸経費ノ分担率及前記目的ニヨリ大字石川ノ水路併用ニ関シ石川白土両大字間ニ左記契約ヲ締結ス

### 左 記

一 大字樺ニ支払フベキ総テノ義務(一時金四百五十円中五拾円ヲ除キタル残額並ニ九坪川通水料)負担歩合ハ大字石川六十分ノ四十三大字白土六十分ノ十七トス

- 一 水路新設費ハ第一分水点 (第一分水堰ヲ含ム) ニ要スル費用ハ区毎ノ受益反別ニヨリ 按分負担ス
  - 一 大字石川小字〇〇ニ設置スベキ暗渠設備ハ兩大字ノ受益反別ニヨリ按分ス
  - 一 大字石川小字ニノ坪(約六七反步)小字池ノ上ノ五畝十五歩ハ地勢ノ關係上特別配水区トシ特別ノ方法ニ依リ配水ス但シ經費負担ハ免ルルモノニアラズ
  - 一 大字白土ハ水路新設ニヨル沿線ノ特別報償並ニ石川大字ノ 水路併用料トシテ 一時金壹百五十拾円也ヲ 大字石川ニ提供ス
- 右協約ヲ確保スル為メ本書式通ヲ作成シ各其ノ壺通ヲ保有ス  
昭和八年三月二十四日

契約者 關係大字 代表者  
立会者 白川溜池耕地整理組合聯合会長  
治道村長

コレト同時ニ本会ハ又檜大字ト左記ノ契約ヲ締結シタリ

- 一 今回白川溜池耕地整理組合聯合会ニ於テ檜川筋附近ニ新設ノ 白川溜池用水分水堰ヨリ 治道村石川白土兩耕地整理組合ガ各其ノ地区内ニ前記用水引水ノ目的ニテ水路ノ 新設並ニ旧水路ノ 使用ヲ櫟本町大字檜ノ認諾ヲ求ムル為メ下記保証人ノ斡旋ニ依リ左記条項ヲ契約ス

左 記

- 一 分水堰ノ設計ハ總テ県ノ指示ニ從フ
- 二 分水堰ノ新設ニ基因セル損害ハ白川溜池耕地整理組合聯合会ニ於テ賠償ノ義務ヲ負フ
- 三 大字檜ハ其ノ管理セル同大字小字〇〇ヨリ 小字ヲツクニ至ル間ノ道路敷内ニ 石川白土兩耕地整理組合ガ自費ヲ以テ暗渠ノ設備ヲナシ白川溜池用水ヲ字〇〇川ニ導キ〇〇川ヲ同用水ノ 通水ニ 使用スルコトヲ認諾ス
- 四 前項ノ認諾ヲ与ヘラレタルニヨリ石川白土兩整地組合ハ共同シテ道路使用料並ニ 路面ノ 維持費トシテ一時金四百五十円也ヲ別ニ〇〇川ノ使用料トシテ通水セル年ハ 年額玄米壹石也 通水セザル年ハ年額玄米貳斗也ヲ大字檜ニ提供スルコト
- 五 前三項ノ設備ニ基因シ又ハ白川溜池用水通水ニ依ル損害ハ 石川白土兩耕地整理組合ニ 於テ賠償ノ義務ヲ負フ
- 六 前掲耕地整理組合聯合会又ハ耕地整理組合ニシテ解散又ハ 改称ノ場合ハ代リテ 利益ヲ受クル団体其ノ責ヲ負フ

昭和 年 月 日

櫟本町大字檜 惣 代  
白川溜池耕地整理組合聯合会長  
石川 耕地 整理 組合 長  
白土 耕地 整理 組合 長

斯クテ久シキニ亙ル檜川高瀬川分水井堰水路問題全ク解決シタルヲ以テ 愈左記設計予算ニ 基キ工事ニ着手スル段取りヲ立テタリ

一 第一号井堰 (石川引水井堰)

箇所檜川筋桜井線鉄橋交叉点上流四十九間

1. 床板之部	}	1,201.57
2. 側壁之部		
3. 暗渠之部		169.17
4. 仮締切費	壺式	7.26
計		1,378.00

二 第二号井堰（白土発志院中城へノ分水樋）

箇所 檜川筋大字白土南地上部

1. 床板之部	}	909.12
2. 側壁之部		
3. 発志院中城暗渠之部		28.37
4. 白土南地暗渠之部		211.51
計		1,546.00

三 第三号井堰（横田今井井堰掛へノ引水堰）

箇所 高瀬川檜川合流点

1. 井堰之部	556.00
2. 混凝土護岸ノ部	244.00
3. 下流左岸護コンクリート追加分	92.00
計	892.00

四 第五号井堰（櫛枝引水井堰）

1. 床板之部	222.00
2. 側壁之部	167.00
計	389.00

五 第六号井堰（櫛本十野井堰掛へノ分水堰）

箇所 高瀬川筋平野井堰上流

1. 分水槽ノ部	236.48
2. 大字櫛本分水路及之ニ附帯セル堰設置ノ部	882.52
3. 附帯工事ノ分	82.00
計	1,202.00

六 第七号井堰櫛本奈良井堰へノ分水堰

箇所 高瀬川奈良井堰上流

1. 工事壺式	280.00
2. 追加工事ノ分	190.00
計	470.00

七 第八号井堰一ツ柳引水井堰

箇所 高瀬川一ツ柳井堰上流

1. 工事壺式	766.00
2. 追加工事	56.00
計	822.00

合 計

ヲ昭和八年三月十日県耕地課ニ於テ森本組森組吉井組土井組市村組ノ指定請負人ニ競争入札ニ附シタルガ土井組（奈良市北袋町十七番地土井岩松）ガ

一金六千二百四十五円也

ヲ以テ落札更ニ

一 第四号井堰（箱田井堰掛へノ引水堰）

箇所 高瀬川筋箱田井堰



1. 井 堰 之 部	961.00
2. 附 属 導 水 路 取 入 口	111.00
3. 附 属 導 水 路	85.00
4. 上 流 左 側 護 岸	69.00
計	1,226.00

ヲ設計金額通り大字横田中島徳治郎氏ニ随意契約ヲ以テ請負ハシメタリ

超エテ昭和八年七月十二日第一回出水ニ当リ大字白土ハ大字白土領内ノ 灌溉終ル迄ハ 発志院中城ニ通水セズトイヒ 発志院中城ハ 樋川ヨリノ 分水量ヲ 別個ニセル点ヨリ 絶対ニ白土ノ 要求ニ 応シ 難シトテ 紛糾ヲ来シタレバ 同月十三日 緊急協議会ヲ 開キ 会長及ビ 山本警部補等ノ 斡旋ニヨリ 一時 鎮静セシガ 本問題 永久解決ノ 為メ 発志院中城ヘ 専用水路開鑿ノ 必要ヲ 認メ之レガ 実地踏査ヲ行ヒ 大字白土ト 交渉ヲ 重ネ 中島横田辻井 櫛枝辻村 新庄村并 石川ノ 各 大字 惣代 仲介者トナリテ 数十回ニ 涉リ 折衝シ 遂ニ 左記 協約書ノ 取為替ヲ行ヒ 昭和九年六月十日 無事解決シタリ

協 約 書

今回白川溜池耕地整理組合聯合会ガ白川溜池用水ヲ 治道村大字発志院中城地区ニ 引水ノ 為メ 治道村大字白土ノ 地区内ニ 水路新設工 事施行ニ 就キ 同聯合会ハ 大字白土ト 左ノ 協約ヲ 締結ス

左 記

- 一 聯合会ハ 大字白土ガ 前記 水路新設ニ 同意ヲ 与ヘラレタルニ 対シ 特別報償トシテ 一時 金七百円也ヲ 同大字ニ 贈呈ス
- 一 泥汲川 (白土南池尻 樋尻約 五間) ニ 新設スベキ 跨線溝ハ 技術上 許ス 限り サイホン 式ニ 設計ヲ 改ムルコト
- 一 泥汲川 右岸ノ 牛道ハ 現在ノ 幅員 通りニ 仕上グルコト
- 一 泥汲川ニ 沿ヘル 田面ニ ハ一筆 毎ニ 幅員 二尺ノ コンクリートノ 橋ヲ 架クルコト 但シ 従来 牛道ノ 箇所ハ 其ノ 幅員ヲ 四尺ト ナスコト
- 一 新水路ニ 沿ヘル 各筆 毎ノ 灌溉 排水用 土管ノ 位置 並ニ 寸法ハ 各所有者ト 克ク 協調ノ 上 決定スルコト
- 一 一本木ヨリ 下流ハ 浅井川 左岸ニ 沿ヒ 新水路ヲ 設ケ 浅井川トノ 間ニ コンクリートノ 隔壁ヲ 設クルコト
- 一 用地買収 価格ハ 壹坪 当金 貳円 七十五 錢トス
- 一 右水路 竣工ノ 上ハ 字辻堂ニ 既設ノ 分水 設備ヲ 更改シ 発志院 中城 方面ヘノ 分水 設備 並ニ 同分水 点ヨリ 浅井川ニ 至ル 暗渠 設備ヲ 撤去シ 且ツ 先年 大字 発志院ガ 大字 白土スワラニ 開鑿シタル 水路ヲ 埋没セシムルコト
- 一 用地買収 代金ハ 工事 着手前之ヲ 支払ヒ 特別報償ハ 竣工 後直チニ 支払ヲ ナスコト
- 一 土地ノ 分割 所有 権移転等ニ 要スル 諸経費ハ 全部 聯合会ニ テ 支弁スルコト 但シ 未登記ノ 為メ 必要ナル 保存 登記 相続ニ 依ル 登記 手続等ニ 要スル 諸経費ハ 現在 所有者ノ 負担タルコト

右契約ヲ 確保スル 為メ 本書 式通ヲ 作成シ 各宅 通ヲ 保有ス

昭和九年六月十日

白川溜池耕地整理組合聯合会 長 吉 本 利 平  
治 道 村 大 字 白 土 総 代 仲 勘 兵 衛  
立 会 人

白川溜池耕地整理組合 聯合会 副 会 長  
治 道 村 大 字 白 土 副 総 代

同	発志院	総代
同	中城	総代
同	横田	総代
同	新庄	総代
同	石川	総代
同	櫟枝	総代

右専用水路ノ解決ヲナスベク交渉中発志院中城引水井堰工事ノ竣工期日ノ關係上三月二十五日同工事ヲ請負業土井善久郎氏ニ対シ金壹千參百五拾參円五拾錢也ヲ以テ請ハ負シメ同年五月十四日竣工更ニ六月十二日發志院中城専用水路新設工事ヲ金壹千六百六十三円十二錢ニテ前記土井善久郎ニ請負ハシメ直チニ着工十一月二十三日竣工シタリ

右工費ハ敷地代六百五十七円八十八錢ヲ合セ計金貳千參百貳拾壹円トナリ之ニ年利四分八厘ノ利子ヲ附シタル元利金ヲ滿十ヶ年間ニ年賦元利合算均等額ヲ兩大字ヨリ普通負担金納附ト同時ニ特別負担金トシテ併セ納付スルコトトセリ

### 第六章 聯合会 附 帶 事 業

#### 一、溜池監視人住宅ノ建設

県営白川溜池築造竣リ本聯合会ニ於テ同池ヲ管理スル為メ常設監視人ノ住宅ヲ建設ノ要アリ。之ニ充當スル為メ溜池築造中工事々務所ニ使用セラレタリシ

櫟本町大字和爾八七九番地ノニ

- |              |        |
|--------------|--------|
| 一、本造スレート葺平家建 | 壹棟     |
| 建坪           | 十七坪五合  |
| 一、木造同 附属便所   | 壹棟     |
| 建坪           | 壹坪二合五勺 |

ノ建物ノ無償払下方ヲ申請セシ所昭和七年四月二十日奈良県知事ヨリ之ヲ聞キ届ク旨ノ指令ヲ受ケタルニ依リ五月二十五日岡崎樋治郎ニ対シ金貳百拾円ニテ随意契約ヲ以テ現在ノ場所ニ移転建築方ヲ請負ハシメ竣成後之レヲ溜池監視人ノ住宅ニ充當セリ

#### 二、放水塔ノ建設

従来白川溜池ノ出水ニハ斜樋ニ設ケタル四個ノ放水口ト池底ノ底樋トニ依リタリシガ斜樋ニ設置ノ放水口ノ開閉ニハ堤坊上ヨリハンドルノ操作ニ依リテ十分ニ行ハルレドモ底樋ノ開閉ニハ漏水防止ノ為メ樋頭ニ尤モ入念ニ充填搗キ固メタル多量ノ石灰粘土ヲ除去スル要アリ。然モ其ノ操作ハ水深十尺以上ノ個所ニテ水中作業ヲセザルベカラズヨツテ急ヲ要スル場合ニハ決死ノ危険ヲ冒シ非常手段ヲ施ス要アリ為メニ相当ノ日時ト莫大ナル失費ヲナシ切角ノ貯水ヲ徒ラニ放棄スルノ外ナシ。此ノ欠点ヲ除去シ樋門ノ開閉安全容易ナラシムル為メ放水塔ノ建設ヲ計劃シタリ

之レヲ昭和十〇年〇月 〇日ニ請負ハシメテ工事ニ着手昭和十五年四月二十二日完成セリ之ニ要セシ經費ハ

一金壹千壹百七十六円四拾五錢

内 訳

材料費 金五百九十八円六十五錢

人件費 金五百六十六円二十二錢

放水塔ノ為メ底樋ノ開放ハ安全容易トナリ貯水ノ全量ヲ必要ニ応ジテ理想的ニ利用セラレ灌漑上至大ノ便益ヲ得ルニ至レリ

### 三、奈良県立添上農学校白川農場ノ設置

白川溜池尻ノ荒蕪地ヲ開墾シ獨立農場設定方ヲ奈良県立添上農学校ニ勸奨セシ処同校ニテハ機宜ニ適シタル事業ナリト快諾セラレ同校々友会ノ事業トシテ之レヲ引キ受ケ開墾ニヨリ農業精神ヲ振作スルノ教育是ヲ樹テ之レヲ白川農場ト命名愈々昭和十三年一月八日開墾鉞初式ヲ行ヒ開墾ノ苦難ヲ嘗メテコソ眞ニ土ヲ愛シ農ニ親シム農業精神ヲ養成シ得ルモノナリト此ノ荒蕪地ヲ征服シ生産地タラシムベク精魂ヲ注ギ雜木雜草ノ焼キ払ヒヨナシ礮礮ノ地ヲ整理シ二月中旬ニハ從來ノ地容改マリ茲処ニ初作トシテ男爵薯ヲ栽培ヨナシ得ル程度ニ達シタリ

更ニ別項開田ノ条ニ述ベタル本会ニ於テ造成シタル第四区溜池堤坊下ノ水田ニハ六月二十二日田植ヲナシココニ畑地三段半水田二段半ヲ耕作シ他ニ五畝歩ノ果樹園アリソノ中ニ寮生活ヲナシテ農民修養ニ資スベキ道場ヲ建設シ教育上尤モ有効ニ利用セラレツツアリ

奈良県立添上農学校ニ対スル土地貸借契約書

一 物件所在地 白川溜池々尻附属地々目反別末記ノ通り

右物件ヲ後記借主ガ開墾シ農業実習ニ供用ノ目的ヲ以テ左記条項ニ依リ賃貸借契約ヲナス

イ、賃貸期間ハ昭和十三年一月ヨリ滿二十ヶ年間トス

ロ、借主ハ毎年十二月末ニ於テ当年分賃借料ヲ支払フ但シ当初五ヶ年間ハ無賃トシ以後五ヶ年間ハ坪一合当リトシ十一年目ヨリハ五年毎ニ双方合議ノ上土地ノ状況ニ応ジ賃借料ノ更改ヲ行フモノトス

ハ、前項ノ賃借料ハ毎年十二月十五日ノ大阪朝日及大阪毎日登載ノ大和正米四等格ノ建値トス

二、契約期間中ト雖溜池堤坊補強ノ為メ必要ナルトキハ何時ニテモ無償ニテ貸主ノ要求ニ応ズルコト

ホ、借主ニ於テ契約解除ノ場合ハ凡テ地上物件ニ対シテハ無償ニテ撤去スルコト

二、右契約ヲ締結シ本書式通作成ノ上各一通ヲ領ス

昭和十三年一月二十六日

右

貸主	白川溜池耕地整理組合聯合会長	吉本利平
借主	奈良県立添上農学校々友会長	児玉一郎

### 四、耕地ノ開田

白川溜池ノ東南隅及東ノ谷間ニ於テ溜池満水時ニ於テモ水深頗ル浅キ方面ヲ雜草ノ簇生ニ任セ置クハ甚ダ不経済ニ付茲ニ米穀増産施設トシテ耕地ノ開田ヲナスコトハ一ハ国策ニ順応シ一ハ開田地ヨリノ取得ニヨリ本会經常費ノ補足ニ充ラントスルモノニシテ其ノ地区ハ

#### 第一区

高瀬川ヨリノ水篋点ヨリ北方約二十五間ニ防波兼用混凝土畦畔ヲ築造シ其ノ以東約五百坪ヲ埋立ツルモノニシテ其ノ客土量約百拾立坪ヲ要ス

#### 第二区

字扇山ヨリ溜池ニ注流セル自然ノ溪流ヲ整理シ約二百五十坪ノ地区ニ客土埋立ヲナシ之レニ畦畔ヲ設ケテ開田セントスルモノニシテ其ノ客土量三十立坪ヲ要ス

#### 第三区

檜川本流ヨリ注流セル地区ヲ整理シ約四百五十坪ニ客土埋立ヲナシコレニ畦畔ヲ設ケテ開田セントスルモノニシテ其ノ客土量約壹百立坪ヲ要ス

#### 第四区

溜池堤坊下ノ荒蕪地ヲ整理シテ開墾畦畔ヲ設ケテ開田セントスルモノナリ

之レガ埋立ニ要スル客土ハ総ベテ池底ノ堆積土ヲ採取使用スルモノナレバ之レニ依ツテ貯水量ニ何等ノ変化ヲ来サズ開田地ヨリハ年産少クトモ十七八石ノ産米ヲ得ベク刻下ノ急務タル米穀増産ノ国策ニ叶ヒ

本会亦左記ノ資金ヲ投入シタルモ此ノ開田ヲ宛小作セシムルニヨリ 毎年取得スル 小作料ヲ以テ本会經常費ノ一部ニ補填スルコトヲ得

開田ニ要シタル事業費ハ

一金貳千〇〇九円七十三銭

総工費額

内 訳

一金壹千四百八十四円貳拾四銭

客土費

一金壹百参拾貳円〇三銭

材料費

一金参百九拾参円四十六銭

人夫手間賃

ニシテ工事ヲ岡崎樾次郎ニ請負ハシメ昭和十五年四月二十二日ニ竣工シタリ

右 土 地

### 賃貸借契約証書

第一条 白川溜池耕地整理組合聯合会ハ其ノ所有ニ属スル 第十六条ニ記載ノ 不動産ヲ耕作ノ目的ヲ以テ賃貸シ該土地ハ賃借人ニ於テ既ニ引渡ヲ受ケタリ

第二条 賃料ハ壹ヶ年（自壹月壹日至十二月三十一日）反当玄米壹石トシ 賃借人ハ 毎年十二月拾五日迄ニ丙米以上ノ玄米ノ公価格ニ準シ換価賃貸人ノ許ニ持来シ支払フベシ

第三条 賃貸人ハ時勢ノ変遷附近ノ 土地ノ状況等ヲ参酌シ 本契約期間中ト雖賃料ノ増額ヲ定メ之ヲ賃借人ニ請求スル時ハ賃借人ハ異議ナク之ニ応ズルコトヲ約諾ス

第四条 賃借人ハ賃料米ヲ支払フ場合ハ改良米ニ対スル 補償俵代其他名義ノ如何ヲ問ハズ 賃料ノ割引及減額等ヲ要求スルコト能ハザルモノトス

第五条 賃借人ハ第二条ノ賃料支払期日ニ其ノ支払ヲ怠リタルトキハ 其ノ支払フベキ 賃料米壹石ニ対シ一ヶ月ニ付同等ノ玄米貳升宛ノ利息米ヲ支払フベシ

第六条 本賃借ノ 期限ハ昭和 年 月 日限リト定メ賃借人ハ期日ニ 遅滞ナク明渡シ之ヲ返還スベシ

第七条 賃借人ハ事情ノ如何ニ係ラズ本契約ノ目的以外ニハ本土地ヲ使用セザルベシ

第八条 〇〇〇〇〇ハ賃借人ノ保証トナリ賃借人ト連帯シテ本債務ヲ負担スベシ

第九条 保証人ハ期限内又ハ期限満了後契約ヲ更新シタル場合ト 雖其ノ更新シタル 契約ニ付本契約ト同一ノ保証債務ヲ負担スルコトヲ承諾ス尚其ノ場合ニ 賃貸人ヨリ他ノ保証人ヲ 差加フルコトヲ要求セラレタル時ハ賃借人ハ之ニ応スベシ

又契約ヲ更新スルコトナクシテ賃貸人ノ 黙諾ニ依リ延期シタル場合ト 雖本契約存続中ハ 保証債務ヲ負担スベシ

第十条 賃借人ハ借地権ヲ第三者ニ譲渡シ若クハ賃借物件ノ転貸等ヲ為サザルベシ

第十一条 賃借人ニ於テ左記各号ノ一ニ該当スル事由ノ生シタル時ニハ 原因ノ何タルヲ 問ハズ通知又ハ催告ヲ要セズ賃貸人ノ 請求次第直チニ本契約ヲ解除スベシ尚遅滞シタル 賃料アル 時ハ直チニ之ヲ完済スベシ

(イ) 賃料ノ支払ヲ壹回ニテモ遅滞シタルトキ

(ロ) 本契約ノ壹条項ニテモ違背シタルトキ

(ハ) 他ノ債務ノ為メ仮差押仮処分又ハ強制執行ヲ受ケ破産又ハ競売ヲ申立テラレタルトキ

(ニ) 賃借人ニ不信用ヲ生シタルトキ

第十二条 賃貸人又ハ賃借人ハ相互其ノ必要ニ応ジ 賃貸借期限内何時ニテモ三ヶ月以前ニ 予告ヲナシ解約ヲ為スコトヲ得

第十三条 賃借人ハ期限満了又ハ 本契約ノ解除解約アリタル 後ハ其ノ使用収益ノ為メト否トニ拘ラズ賃

借物件ノ返還ヲ完了スル迄ハ第二条ニ定メタル賃料ト同額ノ損害米ヲ支払フベシ

第十四条 賃借人及保証人ハ賃料ノ支払ヲ怠リタルトキハ催告ヲ要セズ直チニ強制執行ヲ受クルコトヲ認諾ス且ツ其ノ際ハ民事訴訟法第五百七十条第三号乃至第八号以外ノ財産ハ何タルヲ問ハズ差押ヲ受クルコトヲ認諾：

第十五条 土地返還ノ際何等求償ヲ為サザルベシ

第十六条 賃貸借ノ土地ノ表示

一、

昭和 年 月 日

奈良県添上郡 村大字

土地賃借人

同 県 郡 村大字

保 証 人

白川溜池耕地整理組合聯合会御中

#### 五、養魚施設ニ就テ

白川溜池ハ灌溉用トシテ設ケラレタルモノナレドモ其ノ水面ヲ適當ニ利用シテ養魚ヲ行フ時ハ海ナキ大和人ノ食膳ニ食肉ヲ供シ一面都会人士ガ清新ナル空氣明眉ナル風光ヲ浴ビテ魚釣りノ娛ミヲ貪リ引イテハ之レニ依リ相当ノ収益ヲ挙ゲテ年々ニ要スル溜池ノ修理用水路營繕費ノ補ヒニモナラント養魚施設ヲナシタリ。

勿論溜池ヲ全然養魚ノ目的ニ使用セントセバ灌溉ト利害相反スベキモ不用水面ヲ利用シテ遺利ヲ収ムルモノナリトノ意ヲ以テ事ニ当ラザルベカラズ。本溜池ハ満水面積十二町三段七畝五歩水深三尺乃至四十七尺ヲ有シ渇水時ト雖面積六町五段歩水深二十六尺ヲ保持スベク殊ニ本溜池ニ注入スル小川ハ南東部ニ一ノ水路アルノミニテ水質ハ透明度少ク池底ハ砂泥質ニシテ水藻ノ蕃殖少ク水温透明度等ヨリ温水性魚族ノ養殖ニ適ストノ県水産技師ノ調査研究ニ基キココニ鯉鮒苗ヲ放養シタルニ成育蕃殖予想通り順調ヲ見タリ

仍テ昭和十三年四月一日ヨリ有料魚釣ノ実施シタル所地方人ハモトヨリ都会人ガ遠ク本溜池ニ釣糸垂ルルモノ集り来リ計劃当初ノ目的ヲ見事貫遂スルコトヲ得タリ 以上

以上で終わっているがなお附録として「白川遊記」と題する一文がある。しかしこの内容は殆んど以上の内に含まれているので割愛する。

この資料紹介は、「農村社会の解体と再編成」なるテーマで昭和35、36年度文部省科学研究費を受け大阪大学教授喜多野清一博士を長とするわれわれの研究成果の発表の一部をなす。